

2018(平成 30 年)年 7 月 3 1 日

神奈川県知事
黒 岩 祐 治 様

特定非営利活動法人
神奈川県障害者地域作業所連絡協議会
理事長 海 原 泰 江

2019 年度（平成 31 年度）当初予算に係る要望について

平素より、貴職におかれましては県民生活の福祉の向上に向けて、日々ご尽力いただいておりますことに心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、第 5 期神奈川県障がい福祉計画が策定されました。その中で地域移行の促進、特に重度の障がい者にも意思決定を尊重し、地域移行への門戸を広げた事は方向性としては評価し、賛同致したいと思えます。あとは、受け皿の整備の仕方が課題となることでしょう。昨今の人材確保の難しさを鑑みて、そのハードルをどのように超えて行くのか、そしてどのように人を育てていくのかは、事業所と行政との垣根を無くし、率直な対話のなかでしか解決できない事だと考えております。施策の実現にはエンジンとなる「人」が必要です。施策と「人」の両輪があってこそ、神奈川の福祉の前進があるのだと考えています。

福祉計画の中に「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及が謳われております。当会も憲章の意思が広く県土に行きわたり、理解して頂ければ幸いだと考えていますが、その実現の一番の近道はやはり、対話となるのではないのでしょうか。我々は利用者、家族と一番近くで毎日奮闘しています。利用者、家族の気持ちを関係機関に伝えて行く役割が我々にはあると考えています。

今年度の報酬単価の見直しに際し、多くの事業所が減収となり、厳しい運営を迫られる事となりました。また、働く事が「生きがい」や「やりがい」よりも成果を重んじる方向性に転換した事にも危惧を覚えます。今後少なからず、利用者の皆さんにこの影響が及ぶ場面もあることでしょう。行政には現状のきめ細かい情報収集をお願いしたいと思っております。

公民問わず、あらゆる分野や機関を問わず協働し、すべての県民一人ひとりが、それぞれの地域に「住んで良かった」と言える県土づくりに私たちも努める所存です。そしてその実現に際し次の項目について要望いたします。

要 望 項 目

1 人材確保・育成について

人材育成・確保については、神奈川県が行ってきていますが、特に人材確保の成果が現れているとはいえない昨今の人材難になっています。

人材確保・育成については、厚木市（*資料1）をはじめは数市が職員確保のために取り組みを実施するなど、現場負担の限界や介護業界の人手不足を解消する方法として市町村の補助事業を打ち出しはじめました。人材確保・育成の情報を市町村と共有するために情報交換を図り、県が行う人材確保・育成と市町村が行う役割を明確にすることにより重層的に進めること。

また、常勤職員だけでなく非常勤職員の確保にも苦慮するなか、子育てが終わった方や定年退職後の方が福祉の仕事につくことができるような仕組みを、市町村と協力して作ること。

2 神奈川県市町村事業推進交付金事業について見直しを図ること。（*資料2）

障害者地域生活サポート事業や障害者地域活動支援センター事業が時代に即していないために見直しが必要であることは、共通に理解されましたが、見直しの実現には至っていません。特に共同生活援助については、今日の施設から地域への制度の転換や制度を作る際の想定より重度の方や高齢期を迎える方が利用されつつあり、今までの職員体制では不足している事態になっています。

津久井やまゆり事件を受けて、重度の方を受け入れる共同生活援助に対しての補助金が今年度新設されましたが、対応できない課題が地域生活支援には山積しています。関係機関と話し合いを継続し、地域のなかで必要とされる支援体制をとることができるように神奈川県市町村事業推進交付金事業についての見直しを図ること。

昨年11月21日付けで九都県市首脳会議からも厚生労働大臣に向けて共同生活援助（グループホーム）の報酬引き上げについての要望書を提出しています。報酬引き上げだけではなく、今ある障害者地域生活サポート事業や地域活動支援センター事業の内容の見直しを図ることで解消できることもあるので検討し実施すること。

3 就労継続支援B型事業所の報酬体系の見直しについて

今回の報酬改定は、就労継続支援B型事業所の基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とされ、社会の一員として「はたらく」ことを希望する障害者を受け入れてきた事業所にとって、週1・2回程度の通所者と週5日の通所者の月額平均工賃で報酬単価が決められることは、障害者の特性やニーズに対する配慮を一切無視したものと等しく、今後もこのような報酬形態を継続することは、様々な事情によって毎日の通所が難しい利用者を切り捨てることにつながります。このような実態に合わない報酬単価により通えない方がでない方策を緊急に対応すること。

また、この危険極まりない報酬設定の是正を国に要望されたい。

4 共同受注の窓口の在り方について

神奈川県は神奈川県障害者共同受注の窓口を設置していますが、真の共同受注とはなっていない。今一度共同受注の在り方について検討し実効性のある施策となるようにすること。以前から提案させていただいているように全県一区方式ではなく、共同受注の取組が望めそうな地域を限定し、そこから実施し自立していけるよう柔軟且つ効果的な取組が必要であります。かつてともしび生産振興事業の取組は、茅ヶ崎・秦野・横須賀等の拠点化など地域の独自性による一定の成果を上げ、今も発展しています。

特に重度の方の働き方に対する提案等がまったくといっていいほどなく、重度の方が社会との接点をもっていくことができる取組を県は実施していくこと。

5 今年度の主な事業で津久井やまゆり園再生に向けた取り組みとその全県展開について

「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向け、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援及び地域生活移行支援を実施すると共に、取組を全県的に展開推進するとし、多くの新規事業が予定されています。これらの取組が全県的に波及するように、政令・中核市も含めて関係機関に丁寧な説明を行うと共に、県と市町村との役割分担を図ること。

入所施設の機能は、措置時代の入所させることで終わりではなく、退所時期等を明確に示し地域生活移行に向けて、県と市町村の協力による取組を実施すること。

6 地域生活支援の取組について

今年度から実施される神奈川県障がい福祉計画のなかで、福祉施設の入所者の地域生活への移行について、重度障害者の方の移行を進めるためには今以上の支援が必要であると記載されています。その実現に向けては住まう場だけを整備するだけではなく、日中活動の場の整備も含めて地域生活支援の仕組みを考えていく必要がある。その際には当事者や家族の方の意見は勿論のこと、今まで支援してきた関係者の意見を十分に聴取し、机上の理論で制度をつくらないこと。

介護職人材確保支援事業 変わりました！



H30年度から

その1 ⇒ 3つの新しい助成事業

(転入奨励・復職等奨励・奨学金返済助成金)

※詳細は裏面をご覧ください。

その2 ⇒ 研修費助成リニューアル

◎個人への研修費助成金の助成割合が研修費用に対して

1/2 (上限3万円) → 3/4 (上限なし) ※下記②の事業

①「厚木市介護職員キャリアアップ支援事業補助金」…事業所対象

市内の障害福祉サービス事業所が、介護従事者のキャリアアップのために負担した研修等の経費の一部を助成します。

【助成額】 研修費用の1/2

- ① 上限 200,000 円: 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、
介護療養型医療施設、障害者支援施設
- ② 上限 150,000 円: 上記4施設以外のサービス

②「厚木市介護職員等研修支援事業」……個人対象

【対象者】

- ① 市内の障害福祉サービス事業所で介護に従事している市民の方
- ② 対象となる研修を修了後1年以内に、市内の障害福祉サービス事業所
及び移動支援事業所に介護従事者として就労した市民の方

【助成額】 研修費用の3/4(上限なし)

※助成額の上限及び支給回数を撤廃し、対象者は回数に制限なく研修費用の助成が受けられます。



【問い合わせ】 厚木市福祉部障がい福祉課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

TEL : (046) 225-2225 FAX : (046) 224-0229

MAIL : 2100@city.atsugi.kanagawa.jp

裏面あり

介護職人材確保支援 新規事業一覧

事業名	厚木市介護福祉士等奨学金返済助成金	厚木市介護職転入奨励助成金	厚木市介護職復職等奨励助成金	
対象職種等	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・保健師・看護師・准看護師・介護支援専門員・介護職員初任者研修修了者・介護職員実務者研修修了者・相談支援専門員・喀痰吸引等研修修了者(第1号、第2号、経過措置対象者)・管理栄養士・ホームヘルパー1級・ホームヘルパー2級・居宅介護職員初任者研修修了者・障害者居宅介護従業者基礎研修修了者・重度訪問介護従業者養成研修修了者・同行援護従業者養成研修修了者・行動援護従業者養成研修修了者・(改正前)居宅介護従業者養成研修(1級、2級、3級)修了者・(旧)全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者・(旧)視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者・(旧)知的障害者外出介護従業者養成研修修了者		
常勤・非常勤の別	常勤のみ(非常勤職員のうち、常勤職員並みの就労状況にある者を含む)			
内容	対象者	<ul style="list-style-type: none"> 市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に常勤介護福祉士等として就労している人(採用後3年以下) 奨学金を利用して介護福祉士等の上記資格を取得し、現に奨学金の返済を行っている人 市内在住 この事業の対象となる事業所に就労する医療関係(保健師・看護師・助産師・准看護師・歯科衛生士・管理栄養士)及び保育士の資格保有者で、その資格をもって就労する人は、この助成金の対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に上記職種の介護職等として就労することが決定した人又は就労している人 市外から市内に転入 	<ul style="list-style-type: none"> 過去に介護職員等として働いており、介護職等を離職後1年以上経過して市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に復職する人 上記職種の介護職等としての就労経験が無く、資格を取得後1年以上経過して、市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に就労する人 市内在住
	助成内容	介護福祉士等として市内の地域包括支援センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等に就労している期間に、奨学金の返済に要した費用の一部を支給	市内に転入する際に要した費用の一部を支給	就業奨励金として助成金を支給
	その他	【対象となる奨学金】 貸与型奨学金(日本学生支援機構奨学金、交通遺児育英会奨学金、あしなが育英会奨学金等)	転入及び採用から1年以上就労することが条件	就業から1年以上就労することが条件
助成金額	上限20万円/年、最長3年。最大60万円	一律15万円+転入の経費として上限5万円	一律20万円	
申請必要書類等	共通	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し 各助成事業の対象職種等を証する書類(修了証明書、受講終了証書等) 就労先の雇用(転入奨励は、見込可)証明書(1年以上の継続勤務を証するもの) 		
	事業ごと	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金貸与証明書(その他奨学金の貸与を受けていることを証する資料) 奨学金返済証明(その他奨学金の返済を証する資料) 	<ul style="list-style-type: none"> 引っ越しに係る費用を証する領収書等の書類 	

神奈川県市町村事業推進交付金事業の見直しの内容として

- 障害者地域作業所制度があった時代から現在も地域活動支援センターは地域の一次相談の窓口としての役割を果たしてきております。この機能を評価しまた更に有効に役割を果たせるよう、課題を抱えている障害者(家庭、障害の認定の有無に係らず)等の方にとっての居場所としての機能を位置づけ、他機関に繋げるなど出来るよう支援すること。
- 障害者地域作業所は、制度の狭間にあった高次脳機能障害、高機能自閉症の方や障害の対象と認定されにくい(されていない)方をやむにやまれない思いで受け止めてきた。その支援等の必要から、重度加算の対象者に該当して加算がついた経過もある。

しかし、昔も今も軽度の方が様々な理由によってグループホームや地域活動支援センターを利用している実態がある。国の施策の方向は重度の方や医療的ケアが必要な方も地域生活が送れるように提案されているなかで、軽度の方の問題が影に隠れがちである。一見すると会話が成立し障害(暮らし)などがなかなか見えにくいなかで、キャッチセールスやキャバクラなどでの散財、療育手帳を担保にしての消費者金融からの借り入れ、家庭環境からくる社会的行動問題も含む習慣等地域生活を営むうえでの大きな課題も見られ、場合によっては重度の方を支えることより時間と労力を要する場合もある。軽度の課題のある方への支援や重量感を考え、事業所の支援の実行を図ること。
- 地域生活移行推進のための障害者地域生活サポート事業は、障害福祉サービス事業を実施しているところで活用できるが、要綱上この事業活用するためには、今いる職員体制ではできない仕組みになっている(加配することが前提となった制度設計)この内容を見直し最低限加配が無い状態できるような仕組みに改めること。→短期入所・緊急入所につなげるまでの一時の宿泊など柔軟な対応ができるような仕組みを作ることで、双方無理なく対応可能となる。
- グループホームで暮らす利用者が進みつつある状況、高齢化の問題に対して、その方や事業所を支える仕組みを検討すること。
- 国の送迎加算は、減額方向にあります。小規模な事業所は送迎加算(Ⅱ)(一度の送迎が10人以下)に係る事が主だと思われませんが、平成27年度には27単位から13単位に、今年度は13単位から10単位に減額となりました。しかし、送迎を求めるニーズは年々、増加傾向にあります。

送迎は地域により、走る距離も乗る人数も動かす車の台数も様々であり、一律の単価では公平且つ安定的なサービスの提供は難しいと思われます。

かつての「通所サービス等利用促進事業」といった方式での支援策を考えて頂きたい。
- 就労継続支援B型の工賃算出方法は、現在の国の工賃算出方法がひとりあたりの月額での算出であり、何らかの理由(病院の通院・ディサービス利用、介護保険のディサービス利用、市や社協が運営する福祉ショップとの勤務の併用、一般就労に向けた企業へのトライアル勤務との併用など)で毎日通所出来ない利用者が多い程、全体の平均工賃が下がる仕組みとなっています。働き方は、個人の自由であり、毎日通所する事を前提とした計算方式には問題があると考えます。

工賃の集計において、除外者枠を広げることを県として国に提言して頂きたい。また、それが実現するまでの間、県独自の計算方式を構築し、支援策を考えて頂きたい。